






作成年月日： 7. 1. 31
<表紙含む14枚>

令和7年度 熊本駐屯地で使用する電気

(再エネ60%)

総務部長	管理課長	営繕班長	施設専門	作成者
				
自衛隊熊本病院 総務部管理課				

仕 様 書

1 概 要

- (1) 件 名 令和7年度熊本駐屯地で使用する電気
- (2) 需要場所 陸上自衛隊熊本駐屯地
熊本県熊本市東区東本町15-1
- (3) 業種および用途 官公署（国家事務）

2 仕 様

(1) 供給電気方式等

ア 供給電気方式	交流3相3線式
イ 供給電圧（標準電圧）	6,600V
ウ 計量電圧（標準電圧）	6,600V
エ 標準周波数	60Hz
オ 受電方式	1回線受電方式

(2) 契約電力、予定電力使用量

- ア 契約電力 301kw
- イ 予定使用電力量 1,028,000kwh
(月別予定電力使用量は4ページ参照)
- ウ 令和6年度月別最大需要電力及び最大日負荷曲線
(5・6ページ参照)
- エ 令和5年度月別最大需要電力及び最大日負荷曲線
(7・8ページ参照)

(4) 使用期間

自 令和7年4月1日 午前0時
至 令和8年3月31日 午後12時

(5) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率60%とすること。

また、供給する電力量に占める再生可能エネルギー比率について確認できる資料を書面で提出すること。

参照：別紙第1「RE100 technical criteria」の概要

<http://www.there100.org/teshcnical-guidancewo>

参照：別紙第2 特定電源割当証明書

(5) 電力量の検針

- ア 自動検針装置 有
- イ 電力会社の検針方法 遠隔自動検針
- ウ 計量器の構成 変成器付 複合計器 (時間帯別・普通級)
- 会社名 : 株式会社 キューキ
- 型式 : KM3E9-R形
- 計器定数 : 1,000pulse/kws 1,000pulse/kvars
- パルス定数 : 50,000pulse/kWh

(6) 需給地点

需給場所における自衛隊熊本駐屯地の需要家の敷設した構内1号柱の高圧気中開閉器の電源側接続点。

(7) 電気工作物の財産分界点

上記需給地点に同じ。

(但し計量地点における計量装置は九州地区の一般電気事業所の所有する装置とする。)

(8) 保安上の責任分界点

電気工作物の財産分界点に同じ。

3 その他

- (1) 非常用自家発電機 (500KVA×1基) 計1基を有している。
- (2) 力率の保持のため自動力率調整装置を設置しているため、使用期間中は、100%を保持する予定である。
- (3) 再生可能エネルギー電気を供給 (再エネ比率60%) するため係る経費は考慮すること。
- (4) 請負者は供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、書面 (別紙第2) で半期ごと提出すること。
- (5) 契約にあたっては、【「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針(令和4年2月25日閣議決定) 2.(1)】に定める裾切り方式によるものとする。
- (6) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証明書の譲渡に関し別紙第3に掲げる条件を満たし、別紙第4、別紙第5を提出すること。

参照 : 別紙第3 二酸化炭素排出計数、環境への負荷低減に関する取組の状況に関する条件
 別紙第4 適合証明書
 別紙第5 特定電源割当計画書

- (7) その他、この仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

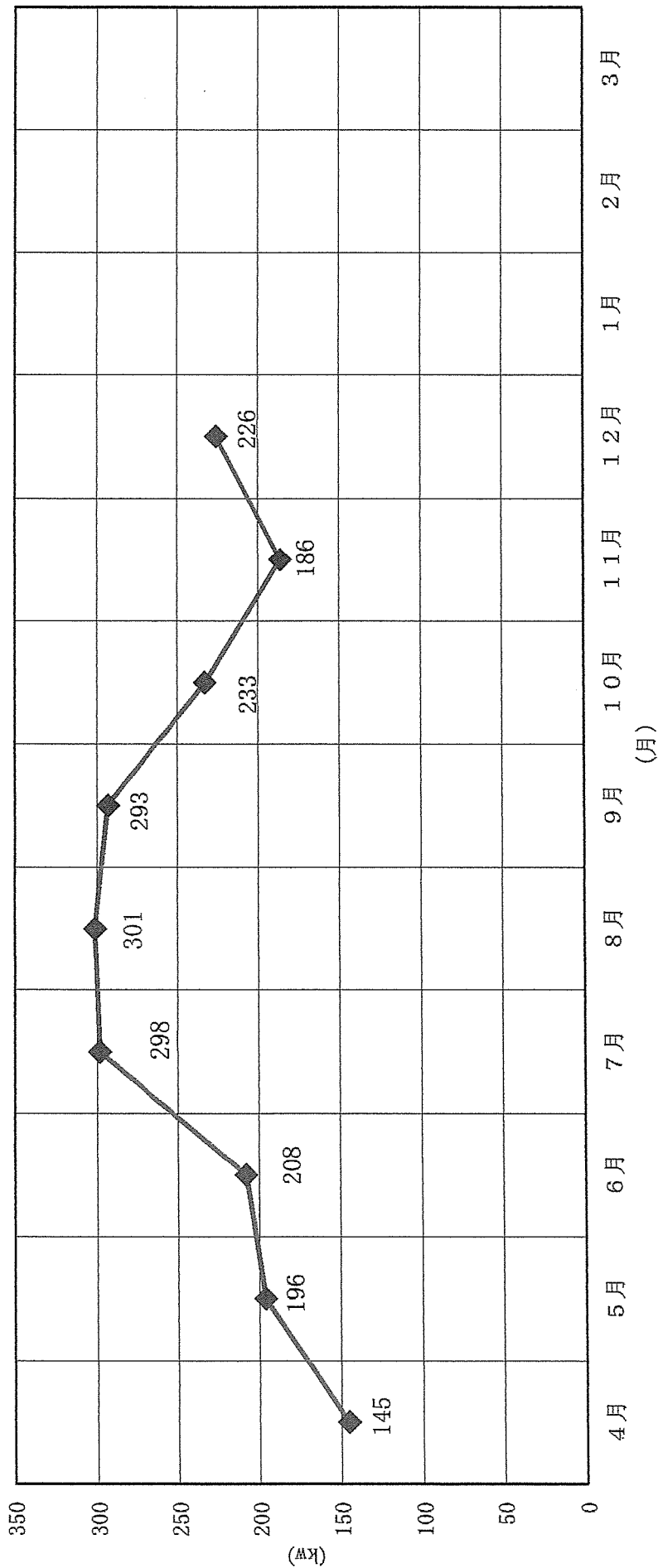
令和 7年度 総使用電力量計画表

(令和 7年4月1日～令和 8年3月31日までの期間)

	契約電力	総使用量	備考
	(KW)	(KWh)	
4月	301	64,000	
5月	301	71,000	
6月	301	77,000	
1 四計		212,000	
7月	301	115,000	
8月	301	120,000	
9月	301	115,000	
2 四計		350,000	
10月	301	82,000	
11月	301	68,000	
12月	301	84,000	
3 四計		234,000	
1月	301	87,000	
2月	301	73,000	
3月	301	72,000	
4 四計		232,000	
計		1,028,000	

- ・夏季：毎年7月1日から9月30日までの期間。
- ・その他季：毎年4月1日から6月30日、10月1日～3月31日。

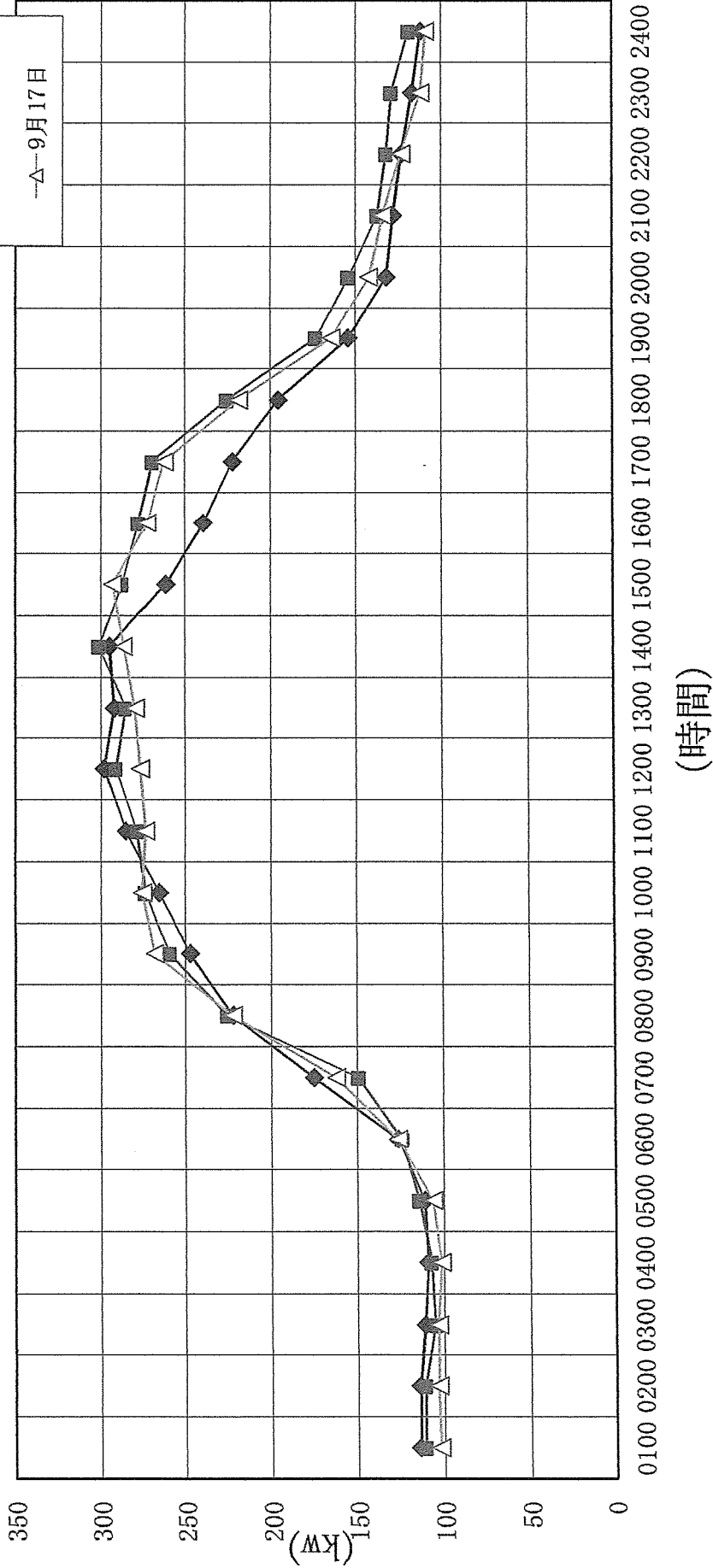
☆令和6年度月別最大需要電力曲線☆



令和6年度

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
最大帯用電力 (kW)	145	196	208	298	301	293	233	186	226			

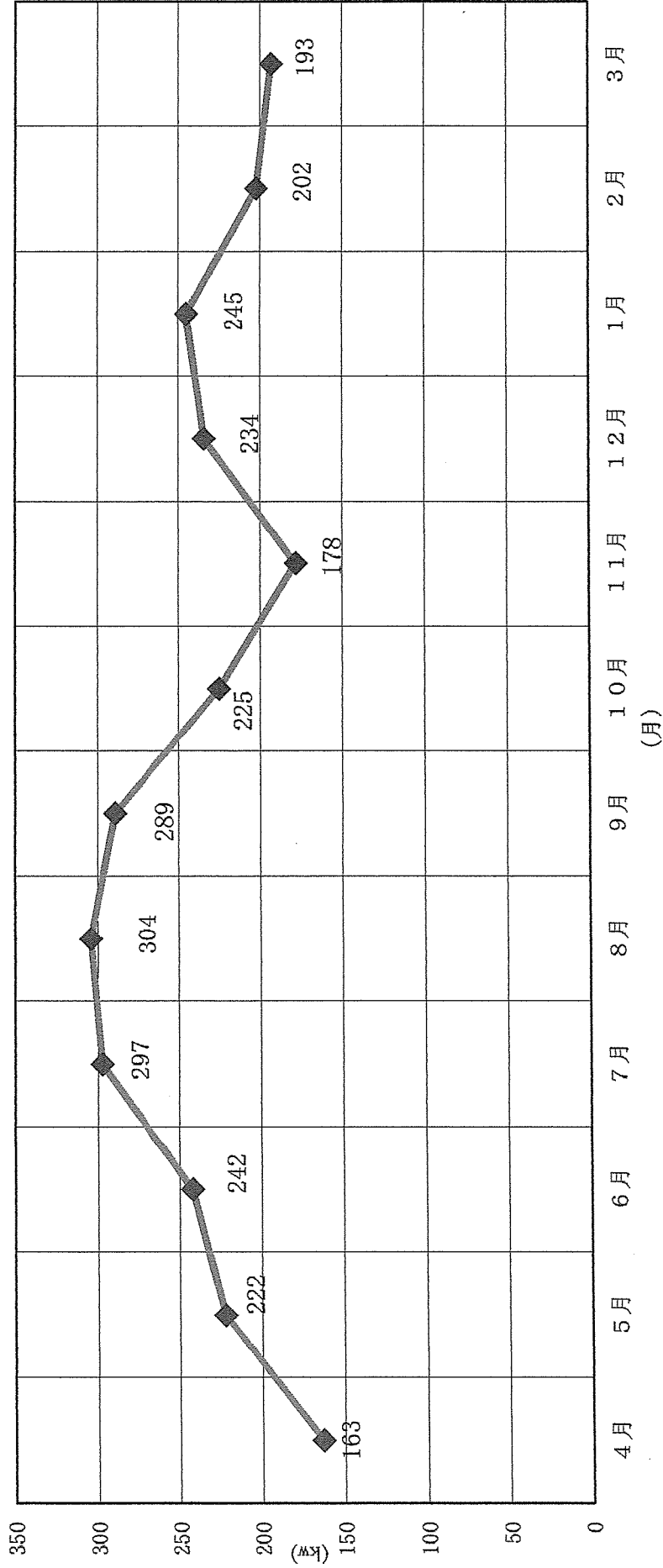
☆令和6年度夏季最大日負荷曲線☆



(時間)

日 時	0100	0200	0300	0400	0500	0600	0700	0800	0900	1000	1100	1200	1300	1400	1500	1600	1700	1800	1900	2000	2100	2200	2300	2400
7月25日	114	114	111	109	111	126	175	222	247	265	285	298	292	295	261	239	222	195	154	132	128	123	117	112
8月26日	111	111	105	107	114	124	149	225	259	273	278	291	285	301	287	277	269	225	173	154	137	132	129	119
9月17日	102	103	103	101	106	126	162	222	268	275	273	276	279	286	293	272	262	218	164	142	134	123	112	109

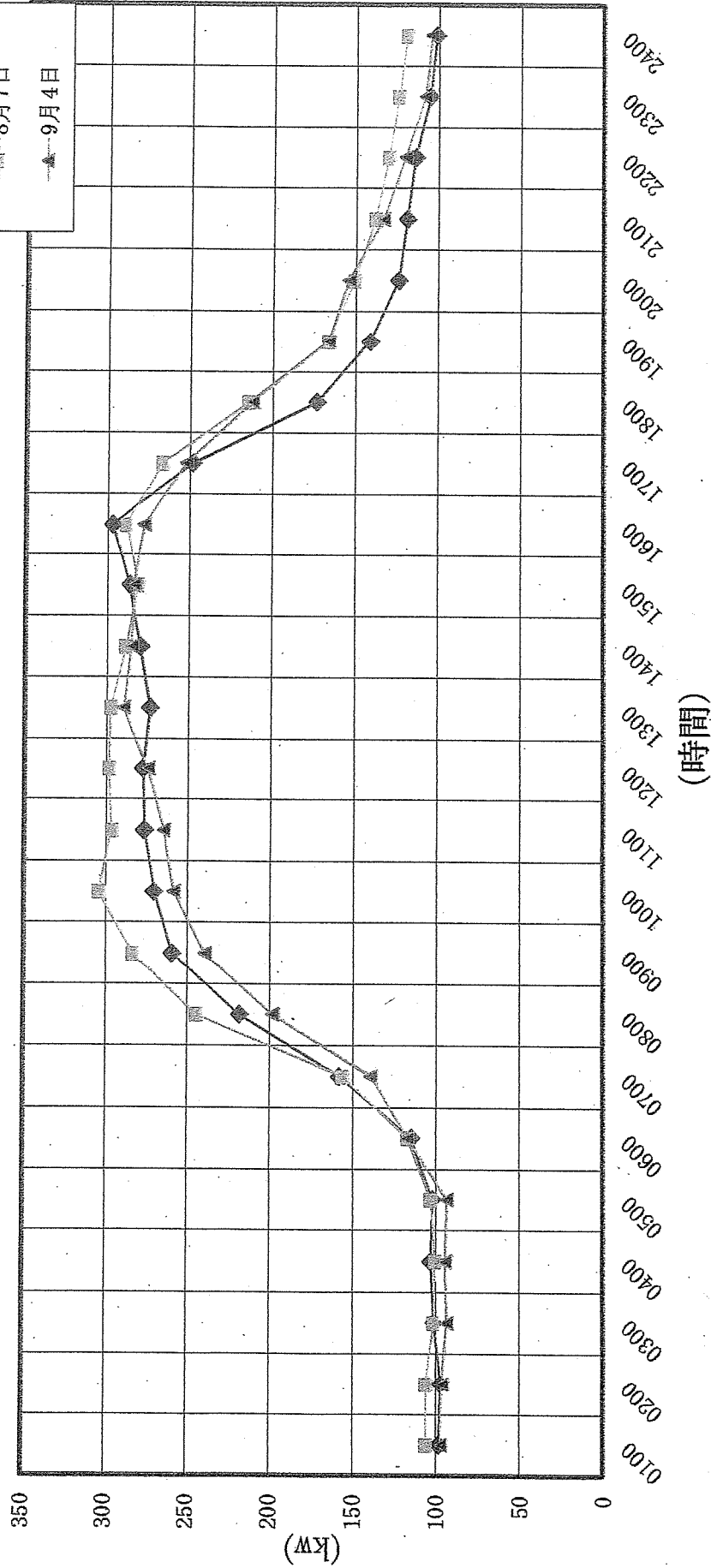
☆令和5年度月別最大需要電力曲線☆



令和5年度

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
最大需用電力 (kW)	163	222	242	297	304	289	225	178	234	245	202	193

☆令和5年度夏季最大日負荷曲線☆



日時	0100	0200	0300	0400	0500	0600	0700	0800	0900	1000	1100	1200	1300	1400	1500	1600	1700	1800	1900	2000	2100	2200	2300	2400
7月27日	98	97	101	103	102	115	158	218	259	270	276	277	273	279	286	297	248	173	141	124	119	114	105	101
8月7日	106	106	101	100	103	117	156	244	283	304	296	298	297	288	280	288	266	214	166	150	138	130	124	119
9月4日	97	96	93	94	93	117	139	198	239	258	264	274	280	284	283	277	252	212	166	154	133	120	108	104

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA (※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

- 1 バイオマス (バイオガスを含む)
- 2 地熱
- 3 太陽光
- 4 水力
- 5 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電力の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電力（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100 における再生可能エネルギー電力の調達方法

自家発電
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA を基に作成

※ <https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条件

(1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示(※1)しており、かつ、①評価年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②評価年度の未利用エネルギー活用状況、③評価年度の再生可能エネルギー導入状況、④グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量(予定使用電力量の割合)、⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の5項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要素	区分	得点
①評価年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数(調整後排出係数) (単位: kg-CO ₂ /kWh)	0.000以上 0.400未満	70
	0.400以上 0.425未満	65
	0.425以上 0.450未満	60
	0.450以上 0.475未満	55
	0.475以上 0.500未満	50
	0.500以上 0.525未満	45
	0.525以上 0.550未満	40
	0.550以上 0.575未満	35
	0.575以上 0.600未満	30
	0.600以上 0.625未満	25
	0.625以上	20
②評価年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③評価年度の再生可能エネルギー導入状況	5.00%以上	20
	3.00%以上 5.00%未満	15
	1.50%以上 3.00%未満	10
	0%超 1.50%未満	5
	活用していない	0
④グリーン電力証書(※2)の調達者への譲渡予定量 (予定使用電力量の割合)	5.0%	10
	2.5%	5
	活用していない	0
⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注) 各用語の定義は、属表「各用語の定義」を参照。

※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

※2 一般財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターの認証に係るグリーン電力証書に限る。

(2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を自衛隊熊本病院会計課長に変更することをいう。書類等がある場合、その書類等も譲渡すること。

2 契約期間内における努力等

(1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1(1)の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。

(2) 1(1)の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1(1)の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

適合証明書

令和〇〇年〇月〇日

分任契約担当官
 自衛隊熊本病院
 会計課長 〇〇〇〇 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇〇
 商号又は名称 〇〇株式会社
 代表者氏名 〇〇 〇〇 印

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他()	

2 評価年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	評価年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数(単位: kg-CO2/kWh)		
②	評価年度の未利用エネルギー活用状況		
③	評価年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	譲渡予定量	点 数
④	グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量 (予定使用電力量の割合)		

	項 目	取組の有無	点 数
⑤	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ~ ⑤ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注1) 「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙第〇口により算出した値を記載

注2) 2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注3) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

